

# 高速船規則

## 高速船規則検査要領

高速船規則  
高速船規則検査要領

2009 年 第 2 回 一部改正  
2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 38 号／達 第 58 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
財団法人 日本海事協会

# 高速船規則

規則

## 2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 38 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

## 2 編 船級検査

### 1 章 通則

#### 1.2 検査の準備その他

##### 1.2.2 検査準備

-3.として次の1項を加える。

-1. 検査申込者は受けようとする検査の種類に応じ、この規則に規定されている検査項目及び本則の規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査が行えるように必要な準備をしなければならない。この準備は、検査上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備、検査上必要な装置、証書、検査記録及び点検記録等の準備、並びに機器等の開放、障害物の撤去及び清掃を含むものとする。また、検査に使用される検査機器、計測機器及び試験機器は、個別に識別でき、かつ、本会の適当と認める標準に従い校正されたものでなければならない。ただし、簡単な計測機器（定規、巻き尺、マイクロゲージ等）及び船舶の機器に備えられた計測機器（圧力計、温度計、回転計等）については、他の計測機器との比較等の適当な方法により、その精度が確認できればよい。

-2. 検査申込者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており検査の準備を監督する者を検査に立会わせ、検査に際して検査員が必要とする援助を与えなければならない。

-3. 検査員、船主代表及び板厚計測業者（板厚計測が行われる場合）並びに船長又は船長、船主若しくは船舶管理会社により適切な権限が付与された当該船舶の士官等の関係者は、検査及び板厚計測の安全かつ効果的な実施のために、検査及び計測に先立ち、検査の内容等について打合せを実施しなければならない。

### 附 則

1. この規則は、2010 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 高速船規則検査要領

要  
領

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 58 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日 達 第 58 号  
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

#### 改正その 1

## 8 編 浮力，復原性及び区画

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.1 として次の 1 条を加える。

##### 1.1.1 一般要件

規則 1.1.1(2)でいう「十分な浮力特性及び復原性特性」とは，本編のほか，鋼船規則 U 編の規定を満足することをいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2009 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

#### 改正その 2

## 2 編 船級検査

### 1 章 通則

#### 1.1 検査

1.1.4 として次の 1 条を加える。

##### 1.1.4 係船中の船舶

係船中の船舶については，鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7 に倣う。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2009 年 10 月 30 日から施行する。

## 2 編 船級検査

### 1 章 通則

#### 1.2 検査の準備その他

##### 1.2.2 検査準備

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 2 編 1.2.2-3.の適用上、定期検査又は中間検査の打合せにおいては、板厚計測業者と船主代表との間で次の事項が合意されること。また、これらの合意は、打合せの日時、場所及び出席者の氏名とともに、文書化された記録として維持されること。

- (1) 板厚計測結果の検査員への定期的な報告
- (2) 次のような状態が確認された際の、検査員に対する速やかな通知
  - (a) 重要部材における過剰又は広範な腐食、孔食等
  - (b) 座屈、破断等の構造的な欠陥及び変形した構造部材
  - (c) 構造部材の脱落及び破口
  - (d) 溶接部の腐食衰耗

#### 附 則（改正その 3）

- 1. この達は、2010 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。